

うと 福祉だより

○6月, 9月, 12月, 3月発行
○この広報誌にかかる費用の一部は赤い羽根共同募金の配分金が使われています。

ふれあいネットワーク

編集・発行
熊本県宇土市浦田町44番地
宇土市福祉センター内
社会福祉法人 **宇土市社会福祉協議会**
☎0964-23-3756
E-mail/utoshakyou@kumamoto.email.ne.jp
URL/http://www.utoshakyou.jp/
印刷 社会福祉法人 熊本県コロニー協会
コロニー印刷



じぶんの町を良くするしくみ 赤い羽根共同募金運動

10月1日から、赤い羽根共同募金運動が全国一斉に始まりました。赤い羽根共同募金は、『共助の精神』を基本に募金運動を展開しています。皆様のご協力をお願いします。

令和2年度目標額 6,572,000円

(宇土市共同募金委員会分)

○集められた募金は、宇土市のボランティア活動、子どもや高齢者、障がいのある方などの支援に使われます。
○自然災害に対する取り組みとして、災害ボランティアセンターの運営などにも使われます。

窓口
限定

赤い羽根共同募金記念品進呈中!!

500円以上(図書カードは1,000円以上)の募金をされた方に、記念品をプレゼントします。

※数に限りがあります。

ピンバッジ ▶
500円



ふせんセット ▶
500円



マグネット ▶
500円



図書カード(500円分) ▼
1,000円



◀ クリアファイル
(A4) 500円

劇場版「鬼滅の刃」
無限列車編 ×
赤い羽根共同募金



▲ 2色ボール＋シャープペン
(くまモンプレート付)
500円



© KG/S, A, U

※鬼滅の刃クリアファイルは
お一人様一点限りです。

令和2年度の歳末たすけあい市民のつどいは中止します。

令和2年7月豪雨災害支援 ボランティアバス運行事業 活動報告

宇土市及び宇土市社会福祉協議会では、令和2年7月豪雨災害で甚大な被害を受けた人吉市・球磨村へボランティアバスを運行し、支援活動を行いました。

7月29日から9月25日まで計9回(人吉市7回、球磨村2回)運行し、延べ105名のボランティアさんに参加いただきました。

被災地では、床下の泥だし、家財道具の搬出、家屋のブラッシング等の活動をしていただきました。猛暑の中での活動でしたが、熱中症や事故もなく、無事活動を終了することができました。参加いただきました皆様、情報の拡散等にご協力いただきました皆様に感謝申し上げます。

豪雨災害から約5カ月が経過しようとしていますが、宇土市社会福祉協議会としては、今後も様々な形で被災地の復興を応援していきます。



ボランティアセンターでのオリエンテーションの様子



家屋のブラッシング



床下の泥出し



バスに乗り込むボランティアの皆さん

令和2年7月豪雨災害義援金の募集について

共同募金会及び日本赤十字社では、被災地への支援を目的に義援金を募集しておりますので、皆様のご協力をお願いします。お寄せいただいた義援金は、被災県が設置する配分委員会を通して、全額が被災者に届けられます。

共同募金会	日本赤十字社
<p>【義援金名】 熊本県南豪雨義援金</p> <p>【募集期間】 令和2年12月28日(月)まで (募集期間は延長になる場合があります)</p> <p>【受付口座】</p> <p>(1) ゆうちょ銀行 口座番号記号 00970-9-196424 口座名 熊本県共同募金会熊本県南豪雨義援金</p> <p>(2) 肥後銀行 水道町支店 普通 口座番号 2751065 口座名 熊本県南豪雨義援金(福)熊本県共同募金会</p> <p>(3) 熊本銀行 本店営業部 普通 口座番号 3184606 口座名 熊本県南豪雨義援金(福)熊本県共同募金会</p>	<p>【義援金名】 令和2年7月豪雨災害義援金</p> <p>【募集期間】 令和2年12月28日(月)まで (募集期間は延長になる場合があります)</p> <p>【受付口座】</p> <p>(1) ゆうちょ銀行 口座記号番号 00110-8-588189 口座名 日赤令和2年7月豪雨災害義援金</p> <p>(2) 肥後銀行 三郎支店 普通 口座番号 621987 口座名義 日本赤十字社熊本県支部 支部長 蒲島 郁夫</p> <p>(3) 熊本銀行 日赤通支店 普通 口座番号 3126182 口座名義 日本赤十字社熊本県支部 支部長 蒲島 郁夫</p>

新型コロナウイルス感染症による休業や失業で、生活資金等にお悩みの皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象として、生活福祉資金貸付制度の福祉資金（緊急小口資金）及び総合支援資金（生活支援費）について特例貸付を実施しています。

○緊急小口資金

- ・貸付上限額 20万円以内
- ・据置期間 1年以内 ・償還期限 2年以内
- ・貸付利子・保証人 無利子・保証人不要

○総合支援資金（生活支援費）

- ・貸付上限額 (二人以上) 月20万円以内
(単身) 月15万円以内
- ・貸付期間 3か月以内 ・据置期間 1年以内
- ・償還期限 10年以内
- ・貸付利子・保証人 無利子・保証人不要

○借入申込みに必要なもの

- (1) 住民票（世帯全員の続柄が記載された発行後3か月以内のもの）
- (2) 身分を証明できるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）
- (3) 申込者の預金通帳及び印鑑（総合支援資金は実印）
- (4) 「借入申込書」、「借用書」及び「重要事項

説明書」、「収入の減少状況に関する申立書」

各様式は、宇土市社会福祉協議会の受付窓口及び熊本県社会福祉協議会ホームページからの入手（ダウンロード）が可能です。

○借入の申込方法

- ・受付期間 令和2年12月末まで
(9月末から延長されました)

①郵送での借入申込み

熊本県社会福祉協議会ホームページから関係書類を入手のうえ、必要な添付書類をご用意いただき、宇土市社会福祉協議会への郵送によりお申し込みください。

熊本県社会福祉協議会ホームページ
www.fukushi-kumamoto.or.jp/

②宇土市社会福祉協議会の窓口での借入申込み

- ・受付場所：宇土市浦田町44番地
宇土市福祉センター内
- ・受付時間：午前10時～午後4時
(土曜、日曜、祝日を除く)

住居確保給付金のご案内

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業や本人の責めによらない理由により収入が減少し家賃の支払いに困り、住居を失う恐れが生じている世帯等で、収入・預貯金額等、一定の要件を満たした世帯です。詳しくはお問い合わせください。

■支給限度額

(単身) 33,000円 (二人) 40,000円
(三～五人) 43,000円 (六人) 46,000円
(七人以上) 51,000円

■支給期間及び支給方法

原則3か月以内で、宇土市から家主さんに直接支給されます。

■申込方法

うと自立相談センターで相談・申請を受け付けます。必要書類等についてはお問い合わせください。

うと自立相談センター

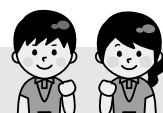
経済的な問題や仕事のこと、生活上の困りごと等を抱えている方に対し、一人一人の状況に応じた相談や就労を含めた支援等を行います。

～対象となる方とその支援のかたち～

宇土市在住の方で、様々な事情から経済的に困窮している方を対象に、今の困窮状態から早期に脱け出せるよう、それぞれの状態に応じた包括的で継続的な相談支援を行います。

相談受付：宇土市社会福祉協議会 ☎23-3756
開設時間：月～金曜日 9時～17時
(祝日は休み)

相談は無料です。
お気軽にご相談ください。



日常金銭管理に自信が 持てない方々を支援

◎地域福祉権利擁護事業◎

宇土市社会福祉協議会では、地域福祉権利擁護事業（認知症の高齢者や知的・精神的な障がいのある方で、日常金銭管理などに自信が持てない方々を手助けするためのサービス）を実施中です。

判断能力が不十分で、日常生活に不安のある方、地域福祉権利擁護事業を利用してみませんか。

例えば

- ・ホームヘルパーやデイサービスなど、福祉サービスを利用したいが、どうしたらよいかわからない。
- ・年金や生活保護費などをすぐに使い切ってしまう。また、そのために公共料金や家賃を支払えなくなってしまう。
- ・介護保険や年金などの通知やその他の郵便物が来ても、内容がよくわからない。また、

手続きがわからない。

- ・物忘れなどで通帳などをどこにしまったか、わからなくなってしまう再発行を何度も繰り返している。自分で保管しておくのが心配。
- ・訪問販売の被害に何度もあっており、断りきれない。その支払いにも困っている。

このようなことでお困りの方に対して、生活支援員がご家庭など訪問して相談に応じて援助します。

援助① 福祉サービスを利用したり、やめたりすることなど

例えば

- ・福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- ・福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ・住民票の届出等の行政手続きの援助

・福祉サービスの利用料を支払う手続き

援助② 日常的な金銭管理（金融機関での手続き、お金のお届けなど）

例えば

- ・年金や福祉手当などの受領に必要な手続き
- ・医療費や公共料金などを支払う手続き
- ・支払いに伴う預貯金の払い戻し、解約、入金の手続き

援助③ 大切な書類などの預かり

例えば

- ・預貯金通帳、年金証書、権利証、保険証書、印鑑（実印、銀行印）、その他必要と認められる書類などをご本人との「契約」により、社会福祉協議会が責任を持って行います。

利用料

相談は無料ですが、生活支援員による援助を受けた場合、1回1時間あたり900円（1時間を超えた場合は、30分毎に450円の加算があります。）

お問い合わせ先

宇土市社協 ☎ 3756

なや かか こ
悩みを抱え込まないで
気軽に相談を

ち い き ふ く し け ん り よ う ご じ ギ よ う 地域福祉権利擁護事業



ふくし
あんしん
福祉サービスを
安心して利用できるように
お手伝いします

たいせつ つうちょう いんかん
大切な通帳や印鑑などを
安全な場所で
お預かりします



まいにち く か
毎日の暮らしに欠かせない、
お金の出し入れを
お手伝いします



お気軽にご利用ください

さまざまなお相談窓口

宇土市消費生活センター(無料)

悪質な訪問販売、架空請求や多重債務に関する悩み等、お気軽にご相談ください。消費生活相談員が無料で相談に応じます。

こちらの相談窓口で対応できない相談は、より専門的な相談機関を紹介いたします。

日時 月曜日から金曜日 (木、祝日を除く)

午前10時～午後4時

場所 市役所別館一階

相談方法 面談・電話による相談

※新型コロナウイルス感染症拡大防止

のため電話による相談も可

※個人情報厳守します。

お問い合わせ先

市消費生活センター

午前10時～午後4時

☎ 3251

消費生活相談員の派遣

内容 老人会、町内会、婦人会等の会合に出向き、消費者トラブルの事例、解決の方法、契約の基礎について講演します。

講師 消費生活相談員

講師料は無料です。

お問い合わせ先

市商工観光課

☎ 1111 (内線613)

司法書士無料相談

日時 第4木曜日 午後1時～4時

※要電話予約

場所 市役所別館一階

相談方法 来所または電話による相談 (1人30分以内) 受付順6名まで

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため電話による相談も可

お問い合わせ先

市商工観光課

☎ 1111 (内線613)

秘密厳守 相談無料

宇土ふれあい福祉相談所

宇土市福祉センターでは、市民の方々のいろんな相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

※なお、相談の際には、関係する書類をご持参ください。相談会場は原則宇土市福祉センターですが、行政相談は会場が違いますのでご注意ください。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、相談が中止になったり、延期になったりする場合があります。

○専門相談(祝日の場合は休み)

法律相談 (第3金曜日の13:00~16:00) 荻迫 光洋弁護士 受付方法: 当月1日の8:30から予約受付開始(※1日が土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日から。初回の方優先) 8名まで、1名20分程度

成年後見相談 (第1金曜日の13:00~16:00) 熊本県司法書士会

不動産相談 (予約制) (予約先: 23-3757) 熊本県宅地建物取引業協会宇城支部

年金相談 (予約制) (第1・第3木曜日の10:00~15:00) 熊本東年金事務所(予約先: 096-367-2503)

介護相談 (予約制) (予約先: 23-3757) 介護福祉士・介護支援専門員

行政相談 (第2・第4水曜日 10:00~15:00) 行政相談員 会場: 市役所防災棟会議室

生活困窮者総合相談 (月~金曜日の9:00~17:00) 相談支援員

○ふれあい福祉相談 月曜日から金曜日(10:00~15:00)(祝日の場合は休み) ※日常生活の中の困りごと、悩みごとについて助言や援助を行います。

※ふれあい福祉相談については下記電話及びFAXでも相談できます。

☎ 23-3757(代) FAX 22-4971

※その他の相談は原則会場までお越しください。

ボランティア募集

生活応援事業説明会開催!!

市民の皆さんがいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、高齢者や障がいを抱えた方のちょっとした困りごとのお手伝いを行ってくださる方を募集します。令和3年4月から有償ボランティアとして開始する予定です。まずは説明会に来てみませんか?

日時 令和3年2月15日(月) 10時~11時半 令和3年2月17日(水) 10時~11時半 (両日とも同じ内容になります。ご都合のよろしい日程でお申し込みください。また、密を避けるため、日程の調整をさせていただく場合がございますのでご了承ください。)

場所 宇土市福祉センター 2階和室 内容 ボランティアの役割について、生活応援ボランティア事業の説明

問い合わせ・申し込み 下記の連絡先まで 申し込み締切 令和3年2月5日(金) 正午

問い合わせ 宇土市社会福祉協議会 0964-23-3756 (担当: 村上)



ふくしがわかるクイズ

パート111

次の2つの問題の中から正解と思われるものをそれぞれ1つ選んで、回答を官製ハガキに記入のうえ、ご応募ください。

①宇土市及び宇土市社会福祉協議会では、令和2年7月豪雨災害で甚大な被害を受けた人吉市・球磨村へボランティアバスを運行し、支援活動を行いました。

被災地では、床下の泥だし、

家財道具の搬出、家屋のブラッシング等の活動をしていただきました。

さて、ボランティアバスは7月29日から9月25日まで計9回運行しましたが、参加いただいたボランティアさんは延べ何名でしょうか。

- A 55名
- B 75名
- C 105名

②宇土市社会福祉協議会では、地域福祉権利擁護事業を実施しています。この事業では、判断能力が不十分で、日常生活に不安のある方(認知症の高齢者や知的・精神的な障がいがある方等)に対して、福祉サービスの利用や中止のお手伝い、日常的な金銭管理、金融機関での手続き、お金のお届け、大切な書類などの預かりなどを行っています。

さて、この事業の援助を受けるにあたって、利用者が負担する利用料は1時間あたりいくらでしょうか。

- A 450円
- B 900円
- C 1,000円



〔応募方法〕

官製ハガキに問題の答え、住所(宇土市以外は不可)、氏名、年齢、ご意見・ご要望を記入のうえ、〒869-0492 宇土市浦田町44 市社協「ふくしがわかるクイズ」係までお寄せください。全問正解者の中から抽選で10名の方に千円相当の図書カードをプレゼントします。〆切は1月4日(当日消印有効)。なお、当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。(前回の正解は①・B、②・Aでした。)

